

第7回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 11番, 12番)

開催期日 令和6年1月30日

第7回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月30日(火) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

2番	田 村 俊 彦	10番	長 尾 卓 也
3番	田 村 賢 治	11番	川 崎 浩 彦
4番	西 川 満	12番	木 下 等 嗣
5番	桂 一 照	13番	寺 雅 彦
6番	柴 田 貴 浩	14番	吉 田 義 弘
7番	土 門 雅 一	15番	吉 尾 由美子
8番	松 田 とも子	16番	大 櫛 和 矢
9番	中 島 武 博	17番	塚 本 政 紀
		18番	鳥 村 正 行

本日の欠席委員

1番 鈴 木 正 志

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 上 野 政 則
" 事務局 主査 中 川 圭 太
" 事務局 員 山 下 倅 生
" 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 11 号	農地のあっせん成立について
5	議案第 36 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 37 号	農用地利用集積計画（案）について
7	議案第 38 号	農地のあっせんについて
8	議案第 39 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
9		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 7 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は出席委員 17 名、欠席委員 1 名。鈴木委員から所用のため欠席との報告を頂いております。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

皆様新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。新たな年を迎え、改めて農業委員としての業務推進にお力添えいただきたいと思います。また、案件も多い事と思ますが、公平公正に対応頂きたいと思います。本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ます。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、11 番川崎委員、12 番木下委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。1 月 19 日から 20 日に新・農業人フェアが東京都で開催され、長尾委員・土門委員が参加しております。25 日第 3 回栗山町農業再生協議会が開催され、鳥村会長が出

席しております。29日農事組合長会議が開催され、鳥村会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第11号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第11号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は5件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町〇〇3丁目98番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町〇〇4丁目23番地1 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年12月28日でございます。対象農地につきましては、〇〇523番地 地目については公簿現況ともに田、面積7,303㎡外8筆。内訳につきましては、田5筆32,798㎡、畑3筆4,540㎡、用悪水路1筆397㎡、合計9筆37,735㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町〇〇3丁目98番地 〇〇〇〇、相手方住所 栗山町字〇〇519番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年12月28日でございます。対象農地につきましては、〇〇498番地 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積1,563㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計19,933㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇564番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年12月26日でございます。対象農地につきましては、〇〇570番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積365㎡1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、木下委員、桂委員でございます。

番号4 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇570番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇850番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和6年1月16日でございます。対象農地につきましては、〇〇480番地1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積2,159㎡外5筆。内訳につきましては、田5筆18,878㎡、畑1筆2,159㎡、合計6筆21,037㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号5 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇95番地73 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇313番地1 〇〇〇〇、成立年月日は令和6年1月17日でございます。対象農地につきましては、〇〇60番

地 5、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 6,738 m²外 1 筆。内訳につきましては、田 1 筆 6,738 m²、雑種地 1 筆 98 m²、合計 2 筆 6,836 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、寺委員、吉田委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、2 件でございます。

番号 1 所在 〇〇166 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 12,196 m²外 1 筆。全筆畑でございまして 2 筆合計 16,734 m²でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸者、契約年月日 令和 4 年 11 月 30 日、契約期間 令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 1 月 9 日でございます。賃貸者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇となっております。

番号 2 所在 〇〇169 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 23,186 m²外 1 筆。全筆畑でございまして 2 筆合計 26,244 m²でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸者、契約年月日 令和 4 年 11 月 30 日、契約期間 令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 1 月 9 日でございます。賃貸者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番地 10 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 36 号は原案どおり決定といたします。

日程 6 議案第 37 号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 37 号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を

定めたい旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転9件、賃貸借8件、使用貸借2件、合計19件でございます。

整理番号5賃118-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇470番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇196番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年12月22日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇185番地3 現況地目 田、面積80㎡外19筆。内訳につきましては、田18筆41,781㎡、畑2筆523.56㎡、合計20筆42,304.56㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年1月31日から令和10年11月30日までの4年10か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃118-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇525番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇196番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年12月22日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇179番地5 現況地目 畑、面積24,622㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年1月31日から令和10年11月30日までの4年10か月、借賃につきましては、10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、11月30日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃119-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇803番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月19日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇139番地1 現況地目 田、面積12,814㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年1月31日から令和10年11月29日までの4年10か月、借賃につきましては、売買価格に対して賃貸料・諸経費それぞれ1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年12月10日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男3人、女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃120-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇104番地9 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月19日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇691番地1 現況地目 田、面積76㎡外3筆。全筆田でございまして4筆合計27,245㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年1月31日から令和10年11月29日までの4年10

か月、借賃につきましては、売買価格に対して賃貸料・諸経費それぞれ1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年12月10日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男2人、女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃121-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇2丁目146番地 〇〇〇〇外1名、申出年月日は令和6年1月18日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇136番地2 現況地目 田、面積1,480㎡外9筆。全筆田でございまして10筆合計7,867.98㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年1月31日から令和8年11月30日までの2年10か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男1人、女0人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃122-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇16番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月18日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇361番地 現況地目 田、面積5,850㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和6年1月31日から令和15年11月30日までの9年10か月、借賃につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男1人、女0人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所123-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇121番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇74番地1 現況地目 田、面積294㎡外12筆。内訳につきましては、田11筆57,180㎡、畑1筆1,197㎡、雑種地1筆708㎡、合計13筆59,085㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5所124-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇3丁目98番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇542番地1 現況地目 田、面積11,846㎡1筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、

所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5所125-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇571番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇569番地 現況地目 田、面積1,139㎡外3筆。全筆田でございまして4筆合計46,381㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5所126-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇570番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇595番地3 現況地目 田、面積17,008㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計31,370㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5所127-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇4丁目23番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇3丁目98番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年12月28日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇523番地 現況地目 田、面積7,303㎡外8筆。内訳につきましては、田5筆32,798㎡、畑3筆4,540㎡、用悪水路1筆3967㎡、合計9筆37,735㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所127-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇519番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇3丁目98番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年12月28日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇498番地 現況地目 田、面積1,563㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計19,933㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなって

おります。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所128-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇564番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年12月26日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇570番地1 現況地目 田、面積365㎡1筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男1人、女0人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所129-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇850番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇570番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月16日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇480番地1 現況地目 畑、面積2,159㎡外5筆。内訳につきましては、田5筆18,878㎡、畑1筆2,159㎡、合計6筆21,037㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所130-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇313番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇95番地73 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年1月17日でございます。所有権を移転する土地につきましては、所在 〇〇60番地5 現況地目 田、面積6,738㎡外1筆。内訳につきましては、田1筆6,738㎡、雑種地1筆98㎡、合計2筆6,836㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年1月31日 対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男3人、女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃131-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇548番地5 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇511番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年12月29日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 5〇〇508番地1 現況地目 田、面積7,771㎡外27筆。全筆

田でございまして 28 筆合計 59,270 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 1 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 9 年 10 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 132-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇3 丁目 2 番 8 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 1 月 19 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇1086 番地 1 現況地目 田、面積 4,172 m²外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 8,205 m²、畑 1 筆 634 m²、合計 3 筆 8,839 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 1 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 2 年 10 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 3 人、女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 使 133-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇39 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 1 月 19 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇939 番地 1 現況地目 田、面積 2,331 m²外 7 筆。全筆田でございまして 8 筆合計 61,061 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間 令和 6 年 1 月 31 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 11 か月でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 3 人、女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 使 134-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇33 番地 3 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 1 月 19 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇221 番地 現況地目 田、面積 9,335 m²外 13 筆。内訳につきましては、田 13 筆 111,681 m²、畑 1 筆 1,886 m²、合計 14 筆 113,567 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間 令和 6 年 1 月 31 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年 11 か月でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 3 人、女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 8 件、所有権移転 9 件、使用貸借 2 件の計 19 件の説明がありましたの

で審議したいと思います。

整理番号 5 賃 118-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 91-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 118-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 118-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 118-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 118-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 119-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 119-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 119-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 120-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 120-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 120-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 121-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 121-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 121-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 122-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 122-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 122-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 123-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 123-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 123-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 124-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 124-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 124-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 125-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 125-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 125-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 126-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 126-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 126-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 127-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 127-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 127-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 127-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 127-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 127-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 128-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 128-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 128-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 129-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 129-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 129-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 130-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 130-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 130-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 131-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 131-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 131-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 132-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 132-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 132-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 使 133-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 使 133-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 使 133-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 使 134-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 使 134-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 使 134-1 は原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 38 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 38 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 4 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 1 月 9 日 申出地所在 〇〇166 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 12,196 m²外 7 筆。内訳につきましては、田 4 筆 34,543 m²、畑 4 筆 18,523 m²、合計 8 筆 53,066 m²。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16 番 大櫛)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さんと合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、大櫛委員、長尾委員よろしくお願います。

続いて番号 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 2 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番 10 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 1 月 9 日 申出地所在 〇〇169 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 23,186 m²外 3 筆。内訳につきましては、田 1 筆 10,074 m²、畑 2 筆 26,244 m²、雑種地 1 筆 150 m²、合計 4 筆 36,468 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 大櫛)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さんと合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、大櫛委員、長尾委員よろしくお願ひします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇446番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年1月16日 申出地所在 〇〇436番地、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積4,197㎡外8筆。内訳につきましては、田3筆17,518㎡、畑4筆2,138㎡、雑種地2筆44㎡、合計9筆19,700㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、塚本委員、寺委員よろしくお願ひします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇199番地5 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年1月15日 申出地所在 〇〇2036番地、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積1,661㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考とさせていただきます。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 西川)

〇〇さんにおかれましては、この度離農をすることから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、西川委員、田村俊彦委員よろしくお願ひします。

日程8 議案第39号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第39号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は2件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇168番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年1月9日 申出地所在 〇〇743番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積6,389㎡外7筆。全筆田でございまして8筆合計32,168.71㎡となっております。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地

と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇199番地5 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年1月15日 申出地所在 〇〇2009番地 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積6,658㎡外6筆。内訳につきましては、田6筆58,047㎡、畑1筆1,242㎡、合計7筆59,289㎡でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は2月27日火曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては2月20日火曜日 午前9時30分から 第5班 中島委員、長尾委員、木下委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後4時10分 終了)